請　　　　書（物品等）

小城市長　江里口　秀次　　様

|  |
| --- |
| 物品等の内容 |
| 品　　　名 | 規　　　格 | 数量 | 単位 | 単　　価 | 金　　　額 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 納　入　場　所 |  |
| 納　入　期　限 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 契　約　金　額 | 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　円）　　　 |

　上記の物品等の納入について、下記条件によりお請け致します。

１　別紙「仕様書」に従い、この契約を履行します。ただし、仕様書に明記されていない仕様については、すべて市の指示に従います。

２　市の承諾を得ないで、物品等の納入に関する権利、義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。

３　物品等の納入が完了したときは、書面をもって検査を申請します。

４　物品等は、市が合格と認定し、その通知を受けた時から市に引渡すものとし、その前に生じた一切の損失はすべて当方が負担します。

　　なお、引渡し後１年以内に貴市の故意又は過失によらないで、破損その他不完全な箇所が生じた時は無償で取替え又は手直し致します。

５　当方が不可抗力その他の正当な事由によらないで納入期限を誤った場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額を遅延利息として支払います。

６　当方の責に帰する事由によりこの契約を解除されたときは、違約金として請負金額の10分の１の額を支払います。

７　市の都合でこの契約を解除されたときで損害がある場合は、相当の補償の申出を致します。

８　この契約について、疑義が生じたときは協議のうえ定めます。

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞